

政令番号153 テトラメリン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道						3.8E+2		378.0
2	青森県						1.3E+2		129.1
3	岩手県						1.4E+2		137.0
4	宮城県						2.4E+2		235.5
5	秋田県						1.4E+2		142.0
6	山形県						1.3E+2		134.5
7	福島県						2.6E+2		256.2
8	茨城県						4.2E+2		417.1
9	栃木県						1.9E+2		190.1
10	群馬県						3.5E+2		348.3
11	埼玉県						1.3E+3		1,298.9
12	千葉県						8.9E+2		892.5
13	東京都						2.7E+3		2,661.0
14	神奈川県						1.5E+3		1,531.4
15	新潟県						3.3E+2		325.1
16	富山県						1.5E+2		147.3
17	石川県						1.7E+2		170.7
18	福井県						1.2E+2		115.8
19	山梨県						1.3E+2		130.4
20	長野県						2.9E+2		287.6
21	岐阜県						3.4E+2		338.3
22	静岡県						5.9E+2		590.3
23	愛知県						1.4E+3		1,372.0
24	三重県						3.2E+2		318.3
25	滋賀県						2.1E+2		205.8
26	京都府						5.2E+2		516.7
27	大阪府						2.0E+3		1,970.9
28	兵庫県						1.1E+3		1,093.6
29	奈良県						2.7E+2		267.2
30	和歌山県						1.8E+2		183.9
31	鳥取県						9.4E+1		93.8
32	島根県						1.1E+2		109.9
33	岡山県						3.8E+2		375.9
34	広島県						5.7E+2		573.6
35	山口県						2.8E+2		278.5
36	徳島県						1.5E+2		152.3
37	香川県						2.0E+2		196.0
38	愛媛県						3.0E+2		298.0
39	高知県						1.5E+2		152.7
40	福岡県						1.0E+3		1,026.0
41	佐賀県						1.6E+2		160.0
42	長崎県						2.5E+2		245.1
43	熊本県						3.7E+2		366.9
44	大分県						2.5E+2		245.3
45	宮崎県						2.5E+2		248.3
46	鹿児島県						3.8E+2		382.1
47	沖縄県						3.9E+2		394.1
	全国						2.2E+4		22,084.0